

(1) 鋼橋、電気通信及び機械設備等に係る基準の取り扱いについて

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式において、基準の取り扱いは下記によるものとしています。

1 「鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工事製作工事」に係る基準の取扱いの運用

- ① 「共通仮設費」は鋼橋工場製作に係る積算基準の「間接労務費」に該当するものとする。
- ② 「現場管理費」は鋼橋工場製作に係る積算基準の「工場管理費」に該当するものとする。

**※入札時に提出する工事内訳書に「間接労務費」「工場管理費」の額を記入するよう
お願いします。**

2 「土木工事標準積算基準書（電気通信編）」に係る基準の取扱いの運用

(i) 一般工事

- ① 「直接工事費」は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額とする。
- ④ 「一般管理費等」は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

(ii) 鉄塔・反射板工事

- ① 「直接工事費」は、「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。
- ② 「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。

ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。

3 「土木工事標準積算基準書（機械編）」に係る基準の取扱いの運用

- ① 「直接工事費」は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額とする。

(2) 営繕工事に係る基準の取り扱いについて

営繕工事に係る基準の取扱いの運用

- ①「直接工事費」は、設計図書にある直接工事費から「現場管理費相当額」を減じた額とする。
- ②「現場管理費」は、設計図書にある現場管理費に「現場管理費相当額」を加えた額とする。
ただし、「現場管理費相当額」は、設計図書にある直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

※上記(2)の取り扱いを適用する工事は、「公共建築工事積算基準」により積算された工事とします。

(参考)

県土整備部都市住宅局公共建築課又は西牟婁振興局建設部において施行する県有の建築物(附帯設備を含む)に係る工事については、上記積算基準を適用しています。